



福島医発第191号(地)
平成30年4月14日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県における麻疹患者の発生に伴う対応について

沖縄県における麻疹患者の発生については、平成30年4月5日付福島医発第82号(地)にて貴会宛ご連絡したところですが、全国各地においても沖縄県の流行に関連した麻疹の発生報告がなされているところです。

今般、福岡県においても、4月上旬まで沖縄県に滞在した10代の男性が4月10日に麻疹を発症したとの報告が嘉穂・鞍手保健所管内よりあった旨、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より連絡がありましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員に対し下記についてご留意いただき、沖縄県滞在歴の有無にかかわらず麻疹を念頭においた診察を行っていただきますよう周知方よろしく願いいたします。

なお、本件については福岡県の記者発表対象事例となっていないことを申し添えます。

記

1. 麻疹患者の診療に係る留意事項

- 発熱や発疹を呈する患者が受診された際は、麻疹の予防接種歴の確認を行うなど、麻疹の発生を意識した診療をお願いします。
- 麻疹患者(疑い含む。)の診療にあたっては、個室管理を行うなどの院内感染対策を実施してください。
- 麻疹患者を診断した場合は、臨床診断例や検査診断例にかかわらず法第12条第1項の規定に基づき最寄りの保健所へ、直ちに届けてください。
- なお、保健所から遺伝子検査のために検体提出を求めることがあります。

2. 予防接種について

麻疹の感染及び発症を予防するMRワクチンについては、現在、予防接種法に基づく定期接種に必要な量が確保されていますが、任意接種の希望者が増加し不足することも懸念されるため、予防接種法に基づく対象者への定期接種を優先するとともに、任意接種を希望される方には、母子健康手帳等により接種歴の確認や抗体検査を優先するなどの対応をお願いします。